

# 三島市中小企業融資制度をご利用ください

令和6年4月1日現在

制度名	融資対象者	貸付額及び資金使途	貸付期間及び返済方法	融資利率及び保証料	保証料・保証人	取扱機関	申込窓口	必要書類	
事業資金	小口資金	1 市内において申込日以前6カ月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合 2 従業員30人(商業、サービス業10人)以下の個人、法人、協業組合、企業組合 3 市税完納者 4 信用保証協会の保証対象資格があること	・700万円以内 ・運転資金又は設備資金	・5年以内 ・元金均等月賦償還 ・元利均等月賦償還	・年利1.00% 【基準金利2.08%市 利子補給率1.08%】	・保証協会の定めによる	市内取扱金融機関	商工観光まちづくり課	1 市 申込書 (様式第1号) 2 保証協会が定める書類 3 納税証明書 (小口資金申込用)
	短期経営改善資金	1 市内において申込日以前1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合 2 従業員50人(卸売業、小売業又はサービス業20人)以下	・700万円以内 ・1組合1,500万円 ・仕入れ、決済、賞与等に必要な資金	・5カ月以内 ・元金均等月賦償還 ・元利均等月賦償還 ・一括償還	・年利1.5% (基準金利2.06% 県利子補給率0.26% 市利子補給率0.3%)	・保証協会の定めによる	市内取扱金融機関 商工会議所	商工観光まちづくり課	1 市 申込書 (様式第2号) 2 県 申込書 (様式第2号) 3 保証協会が定める書類
経済変動特別対策資金 利子補給補助金	小規模事業者経営改善資金	1 下記の融資を受けた三島市内の中小企業者。 2 対象資金 日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金 通称:マル経融資) 3 利子補給率 1.0%(対象融資額1,000万円を限度) 4 利子補給期間 最長2年間 5 補助金交付申請は、融資を受けた事業者が年度ごとに申請する。(1事業者1資金) 6 市税完納者					商工観光まちづくり課 (申請期間1~3月)	1 補助金交付申請書 2 納税証明書 (経済変動申込用) 3 その他	
	経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)	1 下記の融資を受けた三島市内の中小企業者が対象。 ※令和4年度をもって新規申込は終了 2 対象資金 静岡県中小企業経営安定資金「経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」 3 利子補給率 0.8%(対象融資額2,000万円を限度) 4 利子補給期間 最長3年間 5 補助金交付申請は、融資を受けた事業者が年度ごとに申請する。(1事業者1資金) 6 市税完納者							
創業等経営支援特別対策資金利子補給補助金	1 下記の融資を受けた三島市内の中小企業者が対象。 2 対象資金 (1)静岡県特別政策資金(開業パワーアップ支援資金) (2)株式会社日本政策金融公庫が新たに事業を開始する方又は新たに事業を開始して2回目の確定申告を終えていない方に対して担保を徴しないで貸し付ける資金であって、次のいずれにも該当しないもの ア 災害貸付 イ 小規模事業者経営改善資金 ウ 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付 エ 挑戦支援資本強化特別貸付 オ 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 ※令和5年度までに株式会社日本政策金融公庫で融資を開始した場合は「新創業融資制度」が対象 3 利子補給率 3.0%以内(対象融資額1,000万円を限度) 4 利子補給期間 最長2年間 5 補助金交付申請は、融資を受けた事業者が年度ごとに申請する。(1事業者1資金) 6 市税完納者						商工観光まちづくり課 (申請期間1~3月)	1 補助金交付申請書 2 納税証明書 (創業等経営支援申込用) 3 その他	